

平成20年5月29日

衆議院

青少年問題に関する特別委員会

委員長

玄葉光一郎 殿

社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 山田哲郎

「青少年のインターネット利用制限の動き」に関する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

現在、自民・民主両党は、インターネット上のいわゆる有害情報から青少年を守るための法案制定を進めている。しかし、情報に関する規制は表現の自由にかかわる問題であり、日本新聞協会メディア開発委員会は法制化が表現活動に悪影響を及ぼすことを懸念する。

情報が有害かどうかの判断は、主観的な要素も多く、時代や文化、社会環境によっても異なる。情報の内容を規制あるいは定義する法律は公権力の介入を招きかねず、憲法21条の保障する表現の自由に反する恐れがある。直接と間接を問わず、国がコンテンツの内容にかかわる問題に関与するべきではない。

青少年のためにインターネット上のコンテンツについて何らかの規制が必要だとしても、果たして法規制が適切な手段なのか疑問である。いったん有害情報が定義されてしまえば、流通・閲覧の制限にとどまらず、表現内容の規制に拡大しかねない。表現にかかわる公的な規制が萎縮効果をもたらし、ネット以外のメディアにも同様の規制が広がることも危惧する。青少年を有害情報から守るための実効性のある手段については民間による自主規制を尊重すべきである。

以上

玄葉光一郎・衆議院青少年問題に関する特別委員会委員長（民主党）ほか、下記の関係議員に提出。

谷垣禎一自民党政務調査会長

園田博之自民党政務調査会長代理

山口俊一自民党政務調査会筆頭副会長／インターネット違法・有害情報対策 PT 座長

高市早苗自民党青少年特別委員会委員長

松本剛明民主党違法・有害サイト対策 PT 座長

高井美穂民主党違法・有害サイト対策 PT 事務局長